

全建労発第48号
令和5年1月5日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 奥村 太加典
〔 公 印 省 略 〕

保護具着用管理責任者に対する教育の実施について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素より本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、保護具着用管理責任者につきましては、「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」、もしくは「保護具の管理に関する教育を受講した者」から選任することとされております。また、「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」から選任をする場合であっても、保護具着用管理責任者教育を受講することが望ましいとされているところです。

今般、保護具着用管理責任者教育の実施要領を定めた旨、厚生労働省労働基準局より通知がありました。

つきましては、貴協会会員の皆様に対し、ご周知いただきますようお願い申し上げます。

以上

(担当：労働部 吉田)